

市県民税の申告が**必要**な方

1

令和8年1月1日現在、竹田市に居住し、
前年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に
所得があった方

※所得があった方でも「市県民税の申告が不要な方」に該当する場合は、申告不要です。

2

前年中に所得がなかった方で、
税証明書が必要となる方（市営住宅入居者など）

※被扶養者の方は申告をしなくても所得額の記載のない課税証明書の発行は可能です。
ただし、所得額が記載された証明書が必要な方は申告が必要です。

3

前年中に所得がなかった方で、
国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険
の加入者、就学援助等の受給対象者の方

市県民税の申告が**不要**な方

1

給与収入のみで、勤務先から竹田市へ
「年末調整済みの給与支払報告書（源泉徴収票）」が
提出されている方

※医療費控除など控除の追加が必要な場合は除きます。竹田市への提出の有無は勤務先にご確認ください。

2

公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に
扶養や障害者控除などを追加する必要がない方

3

所得税の確定申告をされた方

※上記以外でも申告が不要なこともあります。

【フローチャートで申告が必要かどうか確認してみましょう】